

# 外来医療計画の概要(厚労省案)について(第7次医療計画への追加)

～医療法及び医師法の一部改正(H30年7月25日公布)について～

## 第7次医療計画(期間:2018年度～2023年度)

2018年度 (国において方針をとりまとめ)	2019年度 (計画の策定)	2020～2023年度 (計画に基づく取組の実施)
<p><b>外来医師偏在指標(案)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○二次医療圏ごとに、外来医療需要人口構成、医師偏在の種別(区域、診療科)、医師の性年齢分布、患者の流出入を考慮。 ※医師確保計画における医師偏在指標と同様の5要素を加味した人口10万人対診療所医師数を用いる。</li> <li>○全国335二次医療圏の上位33.3%を「外来医師多数区域」とする。</li> </ul>	<p><b>外来医師偏在指標</b> 医師確保計画における医師偏在指標の都道府県間調整結果を踏まえ、夏以降、算出。</p> <p><b>外来医療計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指標を踏まえ府が計画を策定。 協議の場は、原則、二次医療圏単位。地域医療構想調整会議の活用可。</li> <li>○計画の期間は3年(3年ごとに見直し)。医師確保計画の策定スケジュールに間に合うよう適切な時期に算出。</li> <li>○主な協議内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・可視化する情報の内容 どのような外来医療機能が不足しているか、地域ごとの疾病構造や患者の受療行動等を付加するか等の協議</li> <li>・地域での外来医療機能の分化・連携方針等 国の例示:救急医療提供体制の構築、グループ診療の推進、医療設備・機器などの共同利用等</li> <li>・外来医師多数区域において新規開業希望者に対し求める「地域に必要なとされる医療機能」 国の例示:在宅医療、初期救急(夜間・休日の診療)、公衆衛生(学校医、産業医、予防接種等)</li> <li>・医療機器の効率的な活用等 医療機器の共同利用のあり方について協議するため、医療機器の項目ごとに可視化する指標を作成。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規開業者に対して <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業届出様式に、地域で定める不足医療機能を担うことに合意する旨の記載欄を設定。</li> <li>・合意欄への記載がない場合は、臨時の協議の場への出席要請。 →協議の結果は、公表。</li> </ul> </li> <li>○協議の場(年1回の開催を基本) 地域の定点的な現状・課題の把握、施策の検討等について</li> <li>○医療機器の効率的な活用 外来医療計画に示された方向性において、医療機関は、共同利用計画を作成し、協議の場において確認。 (協議の場は、外来医療機能の協議の場、もしくはワーキンググループ等)</li> </ul>
<p><b>【外来医療機能に関する情報の可視化についての国の基本的な考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間の偏在が生じている外来医療機能について、地域ごとの外来医療機能に関するデータを可視化し、情報提供することで、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげる。</li> </ul>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">医療審議会での答申を経て、医療計画に追加</p>	

二次医療圏毎の地域医療構想調整会議等で協議